

総務建設常任委員会会議記録

令和5年9月11日開催

令和5年第3回定例会において、清水町議会会議規則第39条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

(出席委員)

委員長 桐原直紀
副委員長 花堂晴美
委員 吉川清里
委員 佐野俊光
委員 向笠達也
委員 田代 稔
委員 海野豊彦

(概 要)

議案第34号 清水町印鑑条例の一部を改正する条例について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月11日に、委員全員と、当局から所管課長の出席を得て、審査を行いました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号 清水町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月11日に議案第34号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 清水町都市公園条例の一部を改正する条例について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月11日に議案第35号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり

り可決すべきものと決しました。

議案第 37 号 清水町普通河川条例の一部を改正する条例について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月11日に議案第36号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 38 号 清水町営住宅条例の一部を改正する条例について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月11日に議案第37号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から議案について説明を受け、質疑に入りました。

最初に委員から、「今回の改正により想定されるデメリットへの対応は。」とただしたところ、「家賃滞納に関して、連帯保証人を通じた納付の働きかけができなくなることについては、電話や臨戸訪問等による納付指導、家計相談等を行って対応します。また、入居者の緊急時の連絡などの対応ができなくなることについては、入居希望者が提出する請書に緊急連絡先の記載を求め、入居者本人と連絡がつかない場合等にこれを使用して対応します。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 39 号 令和5年度 清水町一般会計補正予算（第5回）について

本案は、9月5日に本委員会に付託され、9月11日に議案第38号審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、当局から地方債補正及び歳入の説明を受け質疑に入りました。

質疑なく、次に歳出について説明を受け質疑に入りました。

委員から、「区運営事業費の補助金は、使途に制限はあるのか。また、補助金は一律に交付するのか。」とただしたところ、「主にイベント等の区の交流事業等の経費に使用されることを目的としています。交付は、各区30万円を上限に事業費の10分の10を予定しています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、次に歳入歳出全般について質疑に入りました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 43 号 令和 4 年度清水町一般会計歳入歳出決算の認定について

本案は、9 月 6 日に本委員会に付託され、9 月 11 日に議案第 39 号の審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、歳入について質疑を行いました。

最初に委員から、「町税の収入未済額について、その要因と対策は。」とただしたところ、「外国人や若年層の滞納者が多いという要因が見られます。そのため、来庁要請の通知をしたり、外国語の催告書を同封したりするなどの対策をしていきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「町税の収納率向上のため、管理職による徴収業務を検討してはどうか。」とただしたところ、「かつては、管理職による夜間の滞納整理業務を行っていましたが、近年では、全国的に、口座差押え等の滞納処分を速やかに行う傾向にあり、本町もそのように対策していきたいと考えています。」との答弁がありました。

他に質疑なく、次に歳出について各款ごとに質疑を行いました。

1 款議会費については質疑なく、2 款総務費の質疑を行いました。

委員から、「大学等新幹線通学支援事業について、不用額が生じた理由は。」とただしたところ、「コロナ禍にあってウェブ授業の開催が多く、定期券の購入までに至らなかったのではないかと考えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「大学等新幹線通学支援事業の目的と効果は。」とただしたところ、「高校卒業を機に首都圏等へ転出することを食い止め、地域と関わることで、その後の定住につなげることが目的です。効果としては、卒業生 3 人が引き続き町内に在住し、近隣に勤務しています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「広報しみずの印刷費用について、印刷部数を減らせば印刷費が減少するのか。」とただしたところ、「単価が上がるため、単に部数を減らせば印刷費が減るわけではありません。経費削減の効果が見込める程の部数を減らすことを考えると、費用対効果は難しい状況です。」との答弁がありました。

次に、委員から、「LED 防犯灯が増えているのに LED 防犯灯使用料が毎年同じ額である理由は。」とただしたところ、「一括して 10 年間のリース契約をしているためです。また、新規に区で防犯灯を設置した場合は、別の補助金を区に交付しているためです。」との答弁がありました。

次に、委員から、「収入未済の法人町民税について、滞納整理機構への移管を考えているのか。」とただしたところ、「今後、状況により移管する可能性もあります。」との答弁がありました。

次に、委員から、「収入未済の法人町民税について、滞納分を徴収するときの国税との関係はどうなるのか。」とただしたところ、「国税、県税、町税について、それぞれ国税局、静岡県、清水町において滞納処分を行うことになります

が、まずは、国、県の担当者と連携し、自主納付を促したいと考えています。」との答弁がありました。

次に、4 款衛生費、5 款労働費、6 款農林水産業費については、いずれも質疑なく、次に、7 款商工費の質疑を行いました。

委員から、「ゆうすいポイント事業について、運営状況の内訳や効果は。」とただしたところ、「イベントポイントの内訳として、転入者支援事業が 51 万 8,000 ポイント、20 倍キャンペーンが 1,297 万 8,767 ポイントでした。また、20 倍キャンペーンにより店舗の売上が伸びる効果がありました。」との答弁がありました。

次に、委員から、「ゆうすいポイントの端末使用料が計上されていない理由は。また、加盟店の費用負担は。」とただしたところ、「ゆうすいポイントが 2 次元バーコード読み込み型のアプリ等を使用することになり、端末使用料がかからなくなったためです。また、加盟店も自分のスマートフォン等にアプリをダウンロードすれば、費用がかかりません。」との答弁がありました。

次に、8 款土木費については、質疑なく、9 款消防費の質疑を行いました。

委員から、「ブロック塀の耐震改修促進事業費について、前年度から減額しているが、補助金を使ってもらう努力をすべきでは。」とただしたところ、「毎年、町の広報紙に支援制度を掲載しているほか、対象となる方に耐震診断のアンケートや補助制度の案内をしています。引き続き、より効果的な啓発普及活動に取り組んでいきたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、11 款災害復旧費、12 款公債費、13 款予備費については、いずれも質疑なく、歳入歳出全般の質疑を行いました。

委員から、「財政調整基金について、基金の残高が大きく増えているが、その分析は。」とただしたところ、「令和 3 年度決算の剰余金が大きく増額となり、令和 4 年度における決算剰余金の積立額が大きく積み増しすることができたこと。また、町税が予算を上回り、財政調整基金からの繰入金が増えたこと。この 2 つの要因により財政調整基金を大きく増額できたものと捉えています。」との答弁がありました。

委員から、「財政調整基金に適正な額というものはあるのか。」とただしたところ、「財政調整基金は、標準財政規模の 2 割程度は確保したほうがよいとの県の意見もあったため、本町ではおおむね 14 億円と捉えています。」との答弁がありました。

次に、委員から、「今後、中間処理施設、教育施設の長寿命化、狩野川新橋の周辺整備など、莫大な歳出が見込まれるため、適正な財政運営に努めてもらいたい。」との意見がありました。

次に、委員から、「ふるさと納税の寄附額、流出額は。」とただしたところ、「令

和4年度の企業版ふるさと納税を除いたふるさと納税の寄附額は、1,190件2,304万円であり、令和4年の税額控除額は、約6,400万円でした。」との答弁がありました。

次に、委員から、「体験型のふるさと納税を検討する必要があると思うが。」とただしたところ、「体験型に近いものとして、昨年度、店舗型ふるさと納税を導入しましたが、体験型については研究中です。」との答弁がありました。

他に質疑なく、討論を行いました。

反対討論として、「実質収支額が5億3,000万の黒字であり、財政調整基金の積み増しと同時に町民に還元する施策をすべきではなかったのか。地方消費税交付金は、年度によって1億近い増減があり、これが社会保障の財源として安定した財源と言えるのか疑問がある。また、循環バスについては、利用客の減少を食い止めるために、ルート等の検討を早めに行うべきではなかったか。さらに、コロナ禍において防災訓練などができない状況だったが、このようなときこそ、必要な備品を買い足したり、ブロック塀や木造家屋の耐震補強など予防的なことにお金を使うべきではなかったか。以上のことを指摘して、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として「町税は、個人町民税、法人町民税をはじめ、全ての税目において前年度より増収となった。健全化判断比率や財政指標等は、良好な水準を維持し、地方債の発行や財政調整基金をはじめとする基金の管理運営についても、健全かつ適切な対応が図られている。西間門新谷線整備事業や柿田川公園整備事業など、町が進める主要事業は計画的に進められている。また、コロナ禍という難局を乗り切るため、国の交付金を活用し、農業肥料購入支援事業など各種支援事業は、町内事業者全体の経営安定を図る支援策として評価できるものである。以上のことを指摘して、賛成討論とする。」との発言がありました。

他に討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、賛成多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第48号 令和4年度清水町下水道事業会計決算の認定について

本案は、9月6日に本委員会に付託され、9月11日に議案第44号の審査終了後、同メンバーにより審査に入りました。

始めに、議案について質疑を行いました。

質疑なく、討論なく、採決の結果、本案については、全員賛成をもって、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

陳情1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を

求める陳情書について

本陳情は、令和５年６月５日に本委員会に付託され、同年第２回定例会において、次期定例会までの継続審査となっておりました。

これらの経緯のもと、９月１１日開催の本委員会において、委員全員と、当局から産業観光課長の出席を得て審査に入りました。

最初に、議会事務局長から、本陳情が継続審査となった経緯の説明を受けました。

委員から、「最低賃金が最も高い東京は時給１,０７２円、静岡県は９４４円であり、１２８円もの格差がある。最低賃金の改正が報道されたが、それでも静岡県は１,０００円を超えない。隣接する愛知県、神奈川県、それから東京都については、１,０００円を超える最低賃金であり、このままでは、首都圏や愛知県への労働人口の流出が止められない。また、最低賃金ぎりぎりで生活している方も多いと思える中、陳情書では、最低賃金のさらなる引上げを考えて意見書を出すべきだという内容になっている。この陳情は採択すべきである。」との意見がありました。

次に、委員から、「賃金一律制は、公平性と平等性を促進し、労働者の生活水準を向上させる可能性があることは否定できないし、平等性を促進することは重要な施策だと思う。しかし、全国賃金一律制を実現するには、地域の経済格差や産業の特性などを考慮した調整が必要である。今は、一律の最低賃金とするタイミングではないと思われる。具体的な調整や配慮に加え、慎重な検討が必要である。」との意見がありました。

他に意見なく、討論なく、採決の結果、陳情１号については、賛成少数により不採択とすべきものと決定いたしました。

清水町議会委員会条例第２７条第１項の規定により記名押印する。

令和５年９月２２日

総務建設常任委員長 桐原直紀